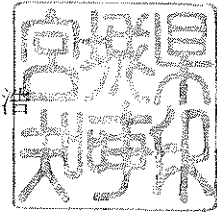


公 告

建築基準法施行細則（昭和46年宮城県規則第21号）第38条第2項の規定により、
建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する道路の位置の指定の取消しを次の
とおり行った。

平成24年6月8日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者氏名（名称） 日野 妙子
- 2 申請者住所 宮城県栗原市築館源光7-33-8
- 3 取り消した道路の位置 宮城県栗原市築館伊豆二丁目215番2の一部、
218番2の一部
- 4 取り消した道路の形状 幅員 4.00メートル ，長さ 19.80メートル
- 5 指定取消年月日 平成24年6月4日